

特定非営利法人あかね

利益相反防止に関する規程

(自己申告)

第1条

- (1) 法人の役職員は、名目または形態の如何を問わず、その就任後、新たに法人以外の団体等の役職を兼ね、またはその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に総務部長に書面で申告するものとする。
- (2) 前項に規定する場合のほか、法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職等を除く。）ことによってはかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。
- (3) 法人の役職員は、原則として、次に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に総務部長に書面で申告するものとする。
 - ① 法人が、休眠預金等交付金（休眠預金活用法第8条に定める休眠預金等交付金をいう。以下同じ）にかかる助成金を受ける場合、その助成金の支給に関わる団体（以下「助成金関係団体」という。）またはこれになり得る団体の役職員若しくはこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
 - ② 資金分配団体またはその役職員またはこれに準ずるもの対し、物品または不動産の贈与（せん別、祝儀、香典または供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）をすること。ただし、法人または役職員の負担の有無にかかわらず、資金分配団体またはその役職員若しくはこれに準ずるもの対し、物品若しくは不動産を購入若しくは貸与をさせた場合または役務を提供した場合において、それらの対価が無償または著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与をしたものとみなす。
 - ③ 資金分配団体またはその役職員若しくはこれに準ずるもの対し、金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のものまたは利子の利率が著しく低いものに限る。）を行うこと。

- ④ 資金分配団体またはその役職員若しくはこれに準ずるもの対し、未公開株式を譲り渡すこと。
- ⑤ 資金分配団体またはその役職員若しくはこれに準ずるもの対し、供応接待を行うこと。
- ⑥ 資金分配団体またはその役職員若しくはこれに準ずるものと共に遊技またはゴルフをすること。
- ⑦ 資金分配団体またはその役職員若しくはこれに準ずるものと共に旅行（業務のための旅行を除く。）をすること。

（申告後の対応）

第2条 前2条の規定に基づく申告を受けた総務部長は、監事（申告を行った者が監事である場合には他の監事）と連携して申告内容を確認し、協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、法人との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置を求めるものとする。

〔附則〕

この規程は、2021年6月1日から施行する。（2021年5月15日理事会決議）

以上